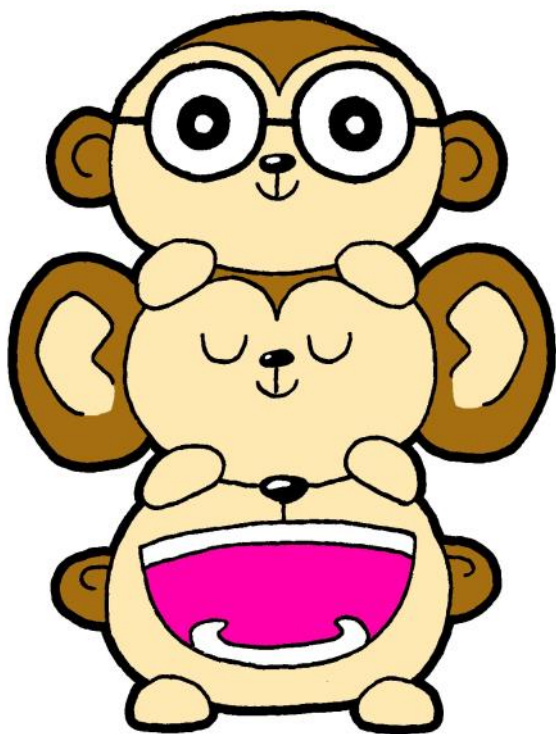


「法の日」週間について

仙台高等・地方・家庭裁判所



10月1日は、「法の日」です。

「法の日」は、国民の皆様にも、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって、「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

仙台の裁判所、検察庁、法務局及び弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、県民の皆様にも、法の役割や重要性について考えていただくとともに、法を身近に感じていただけるよう、各種の広報活動に努めています。

調停制度発足100周年

～話して 聴いて 歩み寄る～

調停とは、裁判所がお互いの言い分を聴いて、話し合いによって問題の解決を図る手続です。令和4年10月に、発足から100周年を迎えます。調停制度は、その時々での社会的・経済的要請に応じながら、関連する法の改正及び実務における運用の改善により機能の充実強化が図られ、一般市民の皆様のご良識を反映させながら柔軟に紛争を解決する手段として、訴訟と並んで極めて重要な役割を担ってきました。

「法の日」週間行事として、模擬調停等を実施します。

仙台地方・家庭裁判所では、調停制度をより深く知っていただくため、10月6日（木）に、現役の調停委員及び裁判所職員が模擬調停を実演します。また、裁判官や元調停委員等に対する、報道機関によるインタビューも予定されています。

なお、コロナ禍であるため、傍聴の募集は行いませんが、結果概要を裁判所ウェブサイトに掲載しますので、ご期待ください。

